

通 達 第 8 号
平成 11 年 7 月 2 日

各 部 課 長

市 長

枚方市における審議会等の会議の公開に関する指針について

この指針は、本市における情報公開制度の基本理念に基づき、市長等の下に設置する附属機関たる審議会等及び専門委員で構成する協議会の会議の公開に関して、その取扱いを示すものである。

なお、公開・非公開の決定に当たっては、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、会議の透明性を高め会議の公正な運営の確保に資するとともに、市民参加による市政の推進に寄与するために行うものであることに特に留意されたい。

1. 対象機関

この指針の対象となる機関は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置する審議会等の附属機関（以下「審議会等」という。）及び地方自治法第 174 条に規定する専門委員で構成する協議会（以下「専門委員協議会」という。）とする。

2. 公開の基準

審議会等及び専門委員協議会の会議は、原則として公開する。ただし、当該会議が次のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- (1) 当該会議において、枚方市情報公開条例（平成 9 年枚方市条例第 67 号）第 6 条の規定に該当する情報に関する審議をする場合
- (2) 前号に定める場合のほか、会議を公開することにより公正・円滑な審議が著しく阻害され、当該会議の目的が達成できないと認められる場合

3. 公開・非公開の決定

審議会等及び専門委員協議会の会議の公開・非公開の決定は、あらかじめ審議会等及び専門委員協議会の会長または委員長が会議に諮って決定する。

4. 公開の方法等

公開で行う審議会等及び専門委員協議会の会議については、市民の傍聴を認めるものとする。この場合において、審議会等及び専門委員協議会の会長又は委員長は、その会議の円滑な運営を図るため会場における秩序の維持に努めるものとする。

5. 開催の周知

公開で行う審議会等及び専門委員協議会の会議に係る開催の周知は、市役所別館 1 階の 情報公開コーナーに掲示する事により行う。この場合における掲示事項は、当該会議の名称、案件名、開催日時及び場所並びに担当課とする。

現在は、「審議会等の開催案内板」に変更しています。